

第7章 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

第1節 開発における環境配慮の推進

1 環境影響評価

現況

環境影響評価とは、開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ、事業者自ら、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民や行政などから意見を聴き、それらを踏まえて、その事業に係る環境保全について適正な配慮を推進しようとする制度です。

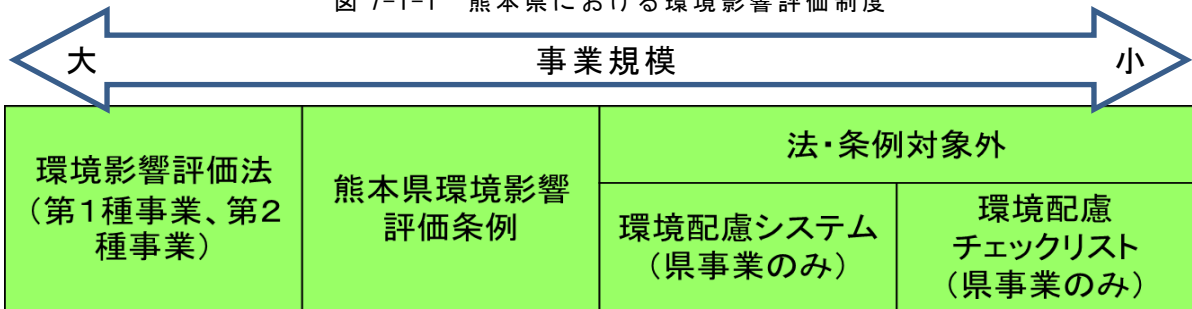
平成11年(1999年)6月に環境影響評価法が施行され、平成13年(2001年)4月には、熊本県環境影響評価条例を施行しました。この条例は、法よりも対象事業の種類を増やし、地下水保全及び干潟・藻場等の保全の観点からより小規模な事業も対象としています。

また、手続面では、住民参加の機会拡大のための公聴会や事業実施後のフォローのための手続きを設けるとともに、知事意見を述べるに当たっては、専門家で構成する環境影響評価審査会に意見を聴くことにより信頼性を確保しています。

さらに、事業の柔軟な計画変更が可能である早期の段階において、評価、審査する配慮書手続等を平成26年(2014年)12月に導入しました(平成28年(2016年)4月施行)。

なお、法や条例に該当しない比較的小規模な県公共事業を対象として、熊本県公共事業等環境配慮システム要綱を平成10年度(1998年度)から施行するとともに、より小規模な公共事業については、熊本県公共事業等環境配慮チェックリストを平成15年度(2003年度)に策定し、環境配慮のための率先的な取組を行っています。(図7-1-1)

図7-1-1 熊本県における環境影響評価制度



なお、過去3年間(H29～R1年度(2017～2019年度))に法及び条例に基づき環境影響評価について審査を行った件数は、表7-1-1のとおりです。

表 7-1-2 平成 29～令和元年度(2017～2019 年度) 環境影響評価法及び条例による審査件数※¹

対象事業及び規模要件			H29	H30	R1
法	風力発電所	出力 10,000kW 以上	2	1	2
	国道、県道等	4 車線以上かつ長さ 10km 以上	1	0	1
条例	火力発電所※ ²	出力 75,000kW 以上	2	0	1
	工場、事業場※ ²	燃料使用量 8kL/時			
	その他の造成事業※ ³ (太陽光発電所)	地下水保全地域において面積 25ha 以上	0	0	2
	廃棄物焼却施設	処理能力 100t/日以上	1	0	0

※¹ 当該年度に知事意見を述べたものを 1 件としています。

※² 火力発電所と工場、事業場については、同一の施設が 2 つの要件に該当したものです。

※³ 太陽光発電所の建設にあたり、土地造成の要件に該当したものです。

課 題

令和 2 年(2020 年)10 月 1 日から、太陽電池発電所の設置事業を新たに条例対象としたため、周知を徹底するとともに、適切に環境影響評価手続きを実施する必要があります。

取 組

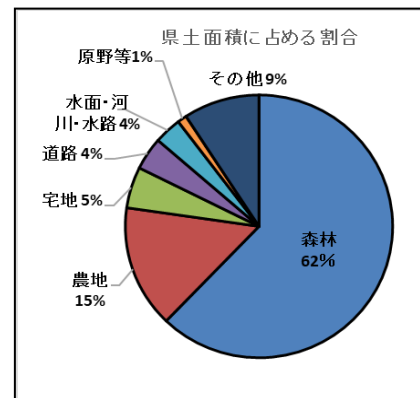
環境影響評価法や熊本県環境影響評価条例の適切な運用を推進し、開発事業における環境配慮を進めます。条例に定める手続については、手続が円滑に行われるよう、パンフレットやホームページ等で事業者や県民に向けて情報提供を実施します。

2 土地利用

現 況

平成 30 年(2018 年)の県土面積は 7,409.5 km²で「森林」が 4,609.5 km²(62%)と最も多く、次いで「農地」が 1,115.6 km²(15%)となっており、「農地」は減少傾向にあります。また、住宅地と工業用地、その他の宅地を合わせた「宅地」375.7 km²(5%)は、昨年度から引き続き増加しています。

図 7-1-3
令和元年度(2019 年度)
「土地利用現況把握調査」
(平成 30 年(2018 年)10 月 1 日現在)
熊本県地域振興課による



課 題

県土は、現在及び将来における県民のための限られた貴重な資源であり、良好な環境づくりに配慮しつつ、総合的かつ計画的な県土の利用を図ることが求められています。

取 組

本県では、総合的かつ計画的な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画法に基づき、「計画の策定」及び「規制」に関する措置による計画的な土地利用を推進しています。

まず、「計画の策定」については、土地利用にあたって公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある県土地利用の確保を図ることを基本理念として、適正な土地利用の基本方針となる国土利用計画(熊本県計画)を定めています。

また、市町村が、県計画と同様の趣旨で各市町村のエリアに関する国土利用計画(市町村計画)を定める場合は、その策定に関して支援を行っています。

さらに、土地利用についての各個別規制法(都市計画法・農業振興地域の整備に関する法律・森林法・自然公園法・自然環境保全法等)に基づく諸計画を調整するための総合的な土地利用に関する県の計画として、「熊本県土地利用基本計画」を策定しています。

次に「規制」については、本県の土地取引に関しては事後届出制度が適用されています。この制度は、その土地の適正な土地利用の審査を行うことによって、乱開発や無秩序な土地利用を防止することを目的として、一定面積以上の土地取引が行われた場合に、土地売買等届出書を提出することとなっています。

この制度を通して、土地を利用する方々に対し、土地取引という早期の段階から、様々な土地利用計画に沿った適正な土地利用に誘導することにより、快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを推進しています。

第2節 環境情報・研究のネットワーク

県の試験研究機関相互の交流を密にし、連携を強化することによって、技術開発及び研究の円滑な推進と活性化を図り、県政の発展に資することを目的とし、熊本県試験研究機関連絡協議会を開催しています。

協議会では、技術開発及び研究に関する情報交換や共同実施に関すること、研究員の資質向上に関すること等を事業として行っています。

なお、各研究機関の主な取組みは以下のとおりです。

《水産研究センター》	《農業研究センター》
<p>水産研究センターでは、有明海・八代海沿岸各県や国、大学等の水産研究機関と協力して海の環境調査を行い、魚介類や藻類等の水産生物の研究に取り組んでいます。調査した結果は、関係機関で共有するとともに、以下の熊本県ホームページのほか、国立研究開発法人 水産研究・教育機構ホームページを介して漁業者をはじめ、広く情報提供されています。</p> <p>○熊本県ホームページ (http://www.pref.kumamoto.jp/)</p> <p>○国立研究開発法人 水産研究・教育機構ホームページ (http://www2.fra.go.jp/xq/)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有明海水質連続観測 (http://ariake-yatsushiro.jp/ariake/top2.htm) ・八代海水質連続観測 (http://ariake-yatsushiro.jp/yatsushiro/top.htm) ・沿岸海域有害赤潮広域分布情報システム (http://akashiwo.jp/) 	<p>農業研究センターでは、地球温暖化に対応した栽培技術の開発を進めるとともに、環境への負荷が少ない栽培・生産技術や、地球温暖化対策として農業由来の温室効果ガス排出を抑制する技術の開発に関する研究等を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境への負荷が少ない生産技術の開発 <ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬削減のための耕種的防除、物理的防除資材及び天敵などを活用した栽培技術 ・西南暖地黒ボク土水田における可給態窒素の簡易測定を活用した適正施肥技術の開発 ・“地下水と土を育む”ためのアスパラガスの適正窒素施肥技術の開発 ・窒素除去能力向上と BOD モニタリング可能な新たな汚水処理技術の開発・実証 ○ 温室効果ガス排出削減技術の開発 <ul style="list-style-type: none"> ・土壌由来温室効果ガス計測・抑制技術実証普及事業
《保健環境科学研究所》	《林業研究・研修センター》
<p>保健環境科学研究所では、県民の安心安全な生活を守るため、保健・環境分野の各種の試験検査、調査研究を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大気環境分野 <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト調査 ・大気環境測定車による大気環境調査 ・降水の酸性雨調査 ・大気中の有害大気汚染物質調査及び微小粒子状物質成分調査 ・環境中の放射能をモニタリングする環境放射能水準調査 ・上記全般に関わる調査研究 ○ 水環境分野 <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域（河川、海域）の水質や底質の調査 ・主要河川における水生生物モニタリング ・地下水の水質調査（硝酸性窒素、イオン成分等） ・工場・事業場排水検査 ・産業廃棄物埋立地周辺における地下水等の水質検査 ・上記全般に関わる調査研究 	<p>林業研究・研修センターでは、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止などの公益的機能を有している森林を健全に守り育て、また、二酸化炭素を長期間固定し、資源の循環利用を可能とする木材資源の有効かつ積極的な利用ならびに中山間地域における新たな林産物の生産につなげるため、以下のような試験・研究を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な森林の造成・管理・保全 <ul style="list-style-type: none"> ・早生樹センダンの育成技術に関する研究 ・次世代ヒノキの育種に関する研究 ・森林に被害を与えるシカの生息状況調査手法に関する研究 ・森林施業の低コスト化に関する研究 ・林業用薬剤委託試験 ○ 人工林資源の需要拡大を支える技術開発 <ul style="list-style-type: none"> ・スギ・ヒノキ大径材の強度性能や乾燥技術に関する研究 ・原木しいたけ生産における省力化や効率化を図るための技術開発 ・土木分野に使用した木材の維持管理に関する研究 ・企業開発の木材製品等の性能評価試験

第3節 国際協力の推進

1 環境センターへの外国人研修生の訪問

熊本県環境センターは、環境問題について正しい理解と認識を深め、環境に優しい行動を推進していくための「環境学習」、「環境情報提供」の拠点として平成5年(1993年)8月に水俣市に開館し、同一敷地内にある水俣市立水俣病資料館(平成5年(1993年)1月開館)、国立水俣病情報センター(平成13年(2001年)6月開館)と役割分担・連携しながら、啓発事業に取り組んでいます。

外国人研修生の訪問の主な団体は、JICA(海外研修生への講義)、忠清南道関係者視察等です。また、一般社団法人環不知火プランニングが企画した海外研修生向け旅行プランによる訪問もあります。

なお、令和元年度(2019年度)においては、熊本県環境センター常設展示の解説パネルについて、多言語対応サービス(英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、スペイン語)を導入し、来館者が自身のスマートフォン等で解説文を読むことができるようになりました。

表 7-3-1

平成5～令和元年度(1993～2019年度)熊本県環境センターを訪問した外国人来館者の推移

平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
—	191人	99人	152人	69人	82人	102人	202人	175人
平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
180人	251人	246人	278人	202人	235人	378人	162人	188人
平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
104人	112人	1210人	91人	100人	299人	488人	520人	155人

※ 平成5年度(1993年度)は統計データなし。

2 連携大学院を活用した水銀専門家の育成支援

平成26年度(2014年度)から、国外における水銀対策の進展を支援することを目的に、熊本県立大学と国立水俣病総合研究センター(国水研)の連携大学院*において、水銀汚染対策や水銀含有廃棄物の適正処理などの分野で留学生を受け入れ、母国や国際機関等で広く活躍できる人材の育成に取り組んでいます。

※連携大学院

平成25年(2013年)6月に県立大学と国水研が連携協力に関する協定を締結。国水研研究者に県立大学の教員の身分を付与し、県立大学の大学院生が国水研研究者の指導のもと、水銀研究を行うもの。

表7-3-2 水銀研究留学生の支援実績

(単位：人)

平成26年度(2014年度)	平成27年度(2015年度)	平成28年度(2016年度)	平成29年度(2017年度)
2	2	1	1
平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	
2	2	2	